

公共樹設置について

令和元年 5月30日現在の取り決め事項は次のとおりであるが、開発行為における取り決め事項は「開発行為等設計施工要綱」による。

1. 設置可能区域は、下水道事業計画区域（市街化区域）内で、下水道管が整備済みであること。
2. 公道に接する土地に限り、1宅地に1基（分流地区は汚水樹と雨水樹を各1基、合流地区は1基）設置とする。ただし、複数の土地の利用状況等が一体的であれば、1宅地とみなす。
3. 公共汚水樹は、当初設置に限り公費で設置する。ただし汚水処理区域であること。
4. 公共雨水樹の設置費用は、自己負担とする。ただし、設置後に市に引き継ぐことにより、以降の管理は市が行う。
5. 既存の公共樹の移設および撤去に伴う費用は自己負担とする。また、撤去後に再度公共樹が必要となった場合の設置費用は、自己負担とする。
6. 土地の分筆により公共汚水樹が必要になった場合は、公費にて設置するが、開発行為による宅地割りで公共樹が設置され、誓約書が提出されている場合等の設置費用は、自己負担とする。なお、公共雨水樹の設置費用は、開発行為時の誓約書の有無に係わらず、自己負担である。
7. 公共樹の設置位置は原則、道路境界付近の民地内とし、公共樹および取付管の維持管理（掘削作業）に支障がない場所とする。
8. 公共樹取付管の最小土被りは1.0m以上とする。ただし、下水道本管や他の埋設物等の深さによっては、この限りではない。
9. 公共樹設置工事を行う施工業者は、建設業の土木工事業の許可を受けている者でなければならない。特に、自己負担にて公共樹を設置しようとする者は、施工業者が土木工事業の許可を有している者か確認する必要がある。
10. 公共樹設置においては、北海道土木工事共通仕様書および江別市下水道標準図に基づき施工すること。
11. その他上記取り決め事項によりがたい事項については、都度協議の上決定とする。